

島根県農業構造改革支援基金に係る基本的事項の公表

最終更新：平成 29 年 9 月 6 日

1 基金の名称

島根県農業構造改革支援基金

2 基金の額

(1) 農地中間管理機構事業に係る事業資金

年度	積立・取崩日	基金造成額	うち国費相当額
平成 25 年度	H26. 3. 31	145,940,000 円	145,940,000 円
平成 26 年度	H27. 2. 9	98,152,000 円	98,152,000 円
	H27. 3. 20	37,907 円	37,907 円
	H27. 3. 20	△26,082,000 円	△26,082,000 円
	H27. 3. 31	2,489,000 円	2,489,000 円
	H27. 3. 31	1,642 円	1,642 円
平成 27 年度	H28. 3. 31	1,306,000 円	1,306,000 円
	H28. 3. 31	55,134 円	55,134 円
平成 28 年度	H28. 5. 25	△619,248 円	△619,248 円
	H28. 5. 25	8,207 円	8,207 円
	H29. 3. 31	46,985 円	46,985 円
計		221,335,627 円	221,335,627 円

(2) 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

年度	積立・取崩日	基金造成額	うち国費相当額
平成 25 年度	H26. 3. 31	153,373,000 円	153,373,000 円
平成 26 年度	H27. 2. 9	100,265,000 円	100,265,000 円
	H27. 3. 20	△213,199,200 円	△213,199,200 円
	H27. 3. 20	39,760 円	39,760 円
	H27. 3. 31	203,880,000 円	203,880,000 円
	H27. 3. 31	305 円	305 円
平成 27 年度	H28. 1. 12	190,000,000 円	190,000,000 円
	H28. 3. 31	71,370 円	71,370 円
平成 28 年度	H28. 5. 25	△304,398,000 円	△304,398,000 円
	H28. 5. 25	16,068 円	16,068 円
	H29. 3. 31	27,613 円	27,613 円
計		130,075,916 円	135,075,916 円

(3) 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

年度	積立・取崩日	基金造成額	うち国費相当額
平成 25 年度	H26. 3. 31	54,097,000 円	54,097,000 円
平成 26 年度	H27. 3. 20	△31,789,836 円	△31,789,836 円
	H27. 3. 20	13,248 円	13,248 円
平成 27 年度	H28. 3. 31	5,580 円	5,580 円
	H28. 3. 31	△22,325,992 円	△22,325,992 円
計		0 円	0 円

2 基金事業等の概要

(1) 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構を設置し、県において農用地利用配分計画の認可・公告等を行うとともに、機構において農地借受希望者の募集や農用地利用配分計画の策定、借受農地の管理など農地の借受け・貸付けに係る業務を行う。

(2) 機構集積協力金交付事業

農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するため、農地の出し手に対して市町村が協力金を交付する。

(3) 農地台帳システム整備事業

担い手への農地の集積・集約化を図るため、農業委員会による農地台帳システムの整備及び電算化に係る事業を実施する。

4 基金事業等を終了する時期

平成 36 年度（予定）

5 基金事業等の目標

項目	平成 24 年度	平成 35 年度
島根県全耕地面積	38,000ha	38,000ha
うち担い手が利用する面積	10,866ha	25,393ha
担い手への農地集積率	29%	67%

6 給付対象となる事務又は事業関係

(1) 農地中間管理機構事業

(ア) 事業実施主体

農地中間管理機構

(イ) 採択に当たっての申請方法

農地集積・集約化対策事業実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139

号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。)の第6の3の(1)参照

- (ウ) 申請期限
随時
 - (エ) 審査基準
実施要綱の別記1「農地中間管理事業」参照
 - (オ) 審査体制
担当部局において審査
- (2) 機構集積協力金交付事業
- (ア) 事業実施主体
市町村
 - (イ) 採択に当たっての申請方法
実施要綱の第6の3の(2)参照
 - (ウ) 申請期限
随時
 - (エ) 審査基準
実施要綱の別記2「機構集積協力金交付事業」参照
 - (オ) 審査体制
担当部局において審査
- (3) 農地台帳システム整備事業：平成26年度で終了